

Title	〔商法 六五〕株主である会社の使用人がその会社のために議決権を行使するのはその使用人が代表者の職務を代行しているといえるか
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.10 (1967. 10) ,p.89- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19671015-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 六五〕

株主である会社の使用人がその会社のために議決権を行使するのはその使用人が代表者の職務を代行しているといえるか

（東京地方裁判所昭和四〇年三月一六日判決
昭和三九年の第六〇一五号株主總會決議取消請求事件
下級民集一六卷三三四五五頁）

【判示事項】 定款に議決権行使の代理人の資格を株主に制限する旨の規定がある場合に、株主である会社がその使用人を代理人として議決権を行使することは右定款に違反するか。

【参照条文】 商法二二九条三項

【事実】 被告Y会社は発行済株式総数六〇万株の株式会社であり、訴外N株式会社は、そのY会社の発行済株式総数の三分の二以上を保有する大株主（五七万二千三三〇株の株主）である。そこで、Y会社が昭和三九年五月三〇日に開催した定時株主総会には、N株式会社の鉄鋼第一部長M（Y会社の非株主）が出席してその議決権を行使した。ところがY会社の定款には「株主は他の出席株主に委任して議決権を行うことができる」と規定してあるため、Y会社の株主である原告Xは、これをたてにY会社を相手どり、本件決議は株主でない者が株主を代理して議決権を行使しており、これは、議決権行使の代理人を株主に限った当会社の定款規定に違反している

から取り消されるべきであると主張して、本件訴訟を提起した。

これに対し被告Y会社は、MはN株式会社の代理人として議決権を行使したのではなく、同人は右会社の鉄鋼第一部長として被告関係の事務を担当しているので、その組織の一員として代表取締役の代行者として議決権を行使したものである。またY会社の定款には、株主は他の出席株主に委任して議決権を行使することが出来る旨を規定しているが、かかる規定は商法第二二九条第三項に違反して無効であるとした。そしてかりに本件株主總會の決議方法に原告主張のような瑕疵があつたとしても、N株式会社はY会社の発行済株式総数の三分の二以上の株主であり、Mの本件議決権の行使は右会社の意思にもとづくものであるから、被告が再度株主總會を招集し、同一議案を付議しても、本件と同様の決議がなされることが明らかであるから、原告の本訴請求は棄却されるべきであると答弁した。

【判旨】 被告勝訴。

「株主である会社の商業使用人がその会社のため株主総会に出席して議決権の行使をするのは、特段の事情がない限り、会社内部における指揮命令系統にしたがって行われる職務にはかならず、かかる場合は、たとえ代理の形式をとつていても、実質的には会社代表者の職務の一部の代行ともいへば、通常の委任による代理とは類を異にするものとみられる。そして、このような議決権の行使は、議決権行使の代理人の資格を総会に出席した他の株主に限る旨の被告Y会社の定款の規定が有効なものとしても、この規定の趣旨に反しないものと解するのが相当である」。

【評釈】 判旨に反対。

株式会社においては、株主が議決権を行使するには株主総会に出席することが必要で、書面によつて議決権を行使することはできない（有限会社の社員や、民法上の公益社団法人の社員は書面による表決が認められている）（有限会社法第四二条）（民法第六五條二項）。もつとも株主が株主総会に出席するといつても、その代理人が出席して、株主たる本人のために議決権を行使することは差支えない。しかしこの場合には、代理人は「代理権ヲ証スル書面」を会社に提出することが必要である（商法第三九條三項但書）。

このように、株主総会決議が、単に書面決議では足りず、株主またはその代理人が株主総会に出席した上で議決権を行使しなければならぬとしている法の主旨は、既に出来上つて意思を、単に機械的に表示するだけでは足りないとするものである。このように解すると、判旨が、MはN会社の代表取締役のなす議決権行使を代

行したものであるといつても、それだけでは十分な説明とはいい得ない。すなわち、Mが会社代表者の職務を代行したといつても、Mは単にN会社の既に出来上つて意思を機械的に株主総会で表示するだけの権限しか有しなかつた代行者なのかどうかを判断することが必要であつたからである。そして、Mは株主総会に出席した上で、その場で意思決定をなす権限がなかつたとすれば、かかる代行者は前記株式会社法の精神に照らし、認められないことになる。

またMが本人たるN会社に代つて株主総会で意思決定をなす権限までも有していたとすれば、Mのなした議決権行使は、会社代表者の職務の代行だといつても、それは、実は議決権行使の代理人であるといえる。いづれにしろ本判決によると、議決権行使を含む会社代表者の職務を代行する者を代理人以外に考えて、その者が議決権行使をなした場合は、丁度会社の代表者が議決権行使をなしたのと全く同様に考えているようであるが、その者について、更にその実体が判断される必要があつた。従つて会社代表者の職務を代行する者は、直ちに代理人ではないときめつづけることは、不当である。

次に議決権行使の代理人は、株主総会の度毎に代理権を証する書面を会社に提出しなければならない（商法第三九條三項四項）が、ただ代理人が株主総会の度毎に委任状を提出しなければならないその代理人とは、任意代理人に限られ、無能力者株主の法定代理人が、その権限にもつて議決権を行使する場合は、この委任状の提出を要しないとするのが通説である（石井・商法I(一)三五八頁、大隅・全訂会社法論中巻三、松田・鈴木・条解株）（式会社法二五八頁）。これは、法定代理人が法律上、本人に代つて行為し

うる一般的な地位を有するからで、議決権行使についての代理権も、その一般の権限の中に含まれているからであり、かかる者は商法第二三九条三項但書の適用外だとされているのである。そして同様な意味から、会社の代表者が会社のために議決権を行使する場合も、それは会社自身の議決権行使ということで委任状は不要である。しかし法定代理人や会社代表者が更に代理人を選任するとき、商法第二三九条三項但書にいう委任状を必要とするとはいってもない。本判決では、Mがかかる委任状を有していたかどうかの判断がなされていないので不明であるが、前述した意味においてMが代理人であれば、当然この代理権を証する書面が会社に提出されていなければならない。

次に、議決権行使の代理人を株主に限定する旨の定款規定が有効かどうかを検討する必要がある。

この点については、学説上、無効説と有効説の対立があり、古くは無効説が有力であった(片山・株式会社法論三八九頁。竹田・株主の議決権論四六八頁。同松本)が、近時においては有効説が多数である(鈴木・日本会社法論二五八頁)が、近時においては有効説が多数である(鈴木・日本会社法論二五八頁)が、近時においては有効説が多数である(鈴木・日本会社法論二五八頁)。大隅・新版会社法概説一〇七頁。石井・商法I二八八頁。石井・矢沢・新しき株式会社の定款六二頁。大森・議決権代理行使をめぐる問題-株式会社の法理論と実際二五六頁。反対説として、田中誠・最新会社法論上三二〇頁。清水新・議決権行使の代理人法學研究二九卷一・二四頁以下。菱田・株主の議決権行使と会社支配八四頁。なお判例として大阪地方昭三八・三・一四判民集一四・三・四五、三七五頁など。また昭三六・五・一民甲第九四九号民事局長通。無効説も有効説も、その違いは、いかに商法第二三九条三項を解釈するかという相違から生じている。しかし無効説も有効説も、ともにこの規定が株主の利益のために設けられたものだとしている点は共通している。したがってこの両者は、法自体が議

決権行使の代理人資格についてなら規定していいことから、代理人資格を株主に制限することが、株主の議決権の行使を事実上不当に制限することになるかどうかという見方の差異によるものである。

しかし私は、このように議決権行使の代理人資格をその会社の株主に限定する定款規定が、一般的に、会社の定款規定として有効かどうかという点を論ずることに疑問を有する。すなわち、議決権行使の代理人となるにはいかなる要件が具わらなければならないとか、または代理人資格を制限することができるかということについては商法に規定がないから、それらは一般原則によつて判断されなければならないが、理論としていえることは、単に議決権行使の代理人資格を制限することによつて株主の議決権行使を制限する結果を生じない程度ならよいといえるだけである。それ故、その会社の株主に制限する定款規定が、いかなる会社の定款規定としても有効ということはできず、会社によつてはその規定が有効になる場合もあり、またある会社にとつてはこの規定が無効になる場合だつてあるのではないかと思うのである。有効説がかかる判断の上に立つて、このような定款規定は多くの会社にとつて有効といえる場合が多いであろうというなら、賛成である。

本件ではこの会社の定款規定が有効かどうかについて具体的判断はしていない。

したがって本件判旨では、当該会社にとつてかかる定款規定が有効か無効かを具体的に判断する必要がある。そして代理人資格を株

主に限定する定款規定が無効である場合には、非株主たるMが議決権を行使しても当然有効になるが、しかしその場合にはMに代理権を証する書面があつたかどうかが問題になる。また逆にこの定款規定を有効とした場合は、非株主たるMが議決権を代理行使したこ

と自体、この定款に違反することになるので、その瑕疵は決議取消の問題になると考へる。

(米津 昭子)

〔労働法 四一〕 組合規約と組合費の支払義務

(国鉄労働組合組合費請求事件
広島地方裁判所昭和三七年(ワ)第三五一号
昭和四二年二月二〇日判決)

【事実】 本件における原告は、国鉄労働組合すなわち日本国鉄道の職員によつて結成されている法人格を持つ単一労働組合で、被告四九名は、いずれも国鉄広島鉄道管理局管内に勤務する国鉄職員であつて、以前原告組合の組合員として広島地方本部厚狭支部に所属していた。当事者間の争いは、一般組合費および臨時組合費の納入をめぐらるものであるが、同時にその背景には、労働組合規約の問題および組合は臨時組合費の支払を、その種類、支途目的によりどの程度組合員に強制できるかの問題が含まれている。

事実の概要を述べると被告四九名の者は、昭和三六年七月一八日組合脱退届を提出した。当時の組合規約二二条には、「組合を脱退する者は、その理由を明らかにして組合に申出で、その承認をうける。」旨の定めがある。そこで被告四九名は何時組合を脱退できたのか、すなわち届出をしたときか組合の承認を受けたときかが一つの

問題となる。いずれにしても判旨の認定事実によれば被告四九名の者は、前記七月一八日において原告組合を脱退することができ、即日組合員の地位を喪失したのである。しかし脱退はしたものの、組合費の納入については、これを行なわず、よつて原告組合は、被告四九名を相手として組合費の納入について本件訴訟におよんだのである。被告四九名の者が支払わなかつた組合費は、脱退したその月の一般組合費、それに加えて臨時組合費として、昭和三三年一〇月一日から三日までの第五〇回中央委員会において決定された「年末闘争資金」としての二〇〇円、昭和三三年一月二一日支部委員会において決議された「管理所闘争資金」一〇〇円、昭和三四年一月の第五一回中央委員会で決議された「志免カンパ資金」(金額は、号俸別に区別されている)、昭和三四年一〇月の第五三回中央委員会により決議された「炭労資金」合計三五〇円、昭和三五年七月の第二